

デジタルソリューション推進事業
(デジポックとやま)

Digi-PoC TOYAMA

ウェルビーイングな世界を切り拓く

実証実験プロジェクト募集要領

この公募は、富山県の令和4年度デジタルソリューション推進事業「Digi-PoC TOYAMA ウェルビーイングな世界を切り拓く」において、富山県が抱える地域課題をデジタルソリューションで解決する事例を創出し、ビジネスモデルの構築につなげる実証実験プロジェクトに取り組む事業者を募集するものです。

エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社が本事業の運営業務を受託しております。

令和4年8月
富山県

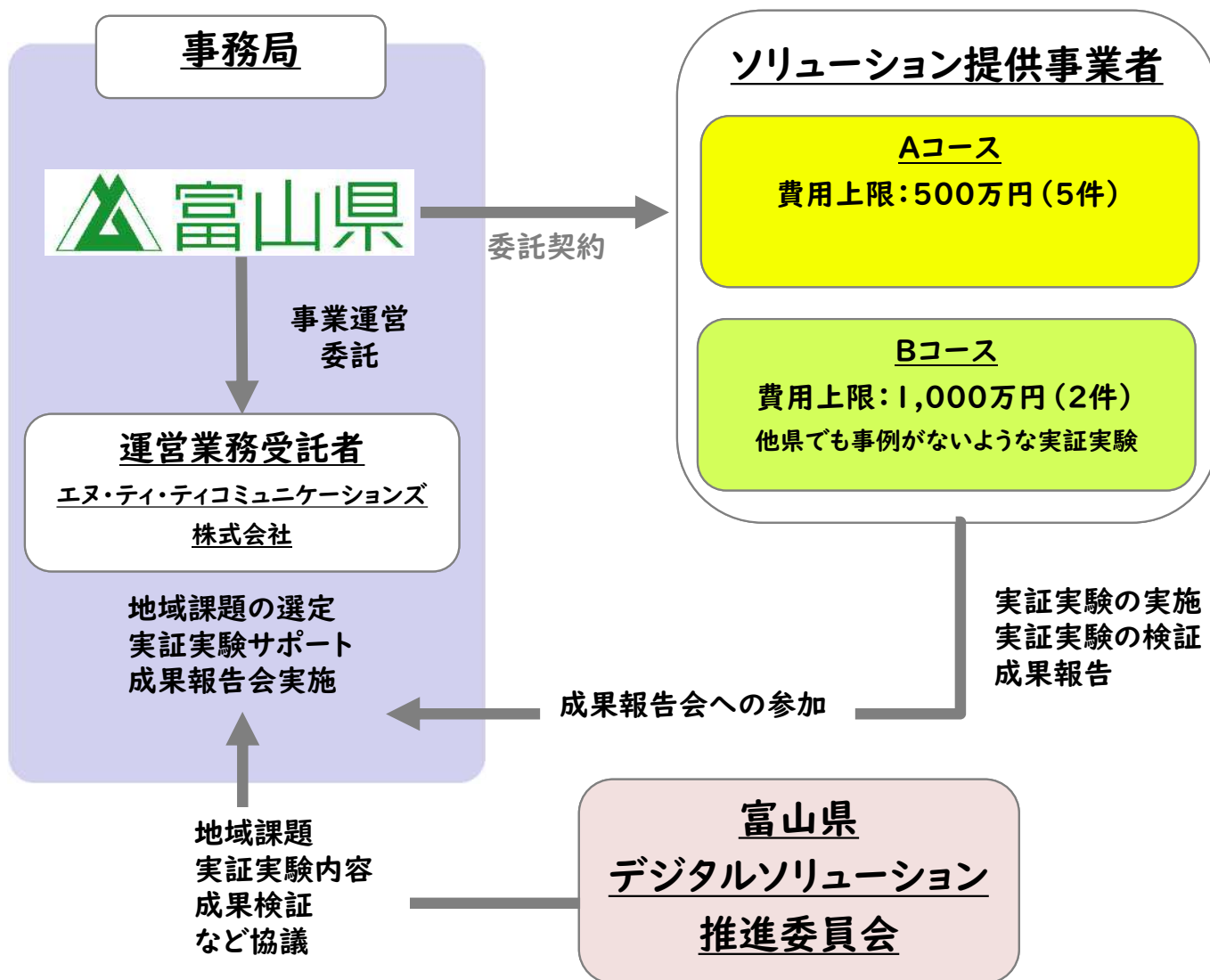
第1 事業目的

実証実験プロジェクト（以下「実証実験」という。）の実施を通じて、本県が抱える地域課題をデジタルソリューションで解決する事例を創出し、ビジネスモデルの構築につなげることで、本県における産業・地域社会のDXを推進することを本事業の目的としています。

第2 事業スキーム

本事業は、公募によって採用された実証実験に取り組む事業者（以下「ソリューション提供事業者」という。）と富山県（以下「県」という。）が委託契約を締結し、県が実証実験にかかる費用を交付するものです。

実証実験の実施にあたり、ソリューション提供事業者は、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（以下「運営業務受託者」という。）から必要に応じてサポートを受けることができます。



第3 応募資格

応募資格は、次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 法人格を持った団体であること。
- (2) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (3) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 富山県内において事業展開を行っている、または行おうとしていること。
- (5) 提案する実証実験について、同一年度内に国や他自治体からの委託や助成を受けていないこと。
- (6) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (7) 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- (8) 反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。
- (9) 別紙1『「富山県デジタルソリューション推進事業 Digi-PoC TOYAMA」参加のための同意・誓約事項』の内容に同意・誓約すること。

第4 募集する実証実験

別紙2の実証実験テーマに対して、IoT、AI、5G等のデジタル技術を活用した実証実験を募集します。

審査により採用されたソリューション提供事業者と県は、委託契約を締結します。

(1) 委託業務の内容

委託契約締結後、以下の①～⑤に沿って実証実験及び成果報告を行ってください。

① 実証実験の実施

- ・運營業務受託者のサポートのもと、必要に応じて内容のブラッシュアップ（県内企業・高等教育機関等との連携を含む）、事前調査等を実施の上、実証実験を実施する体制を整備し、実施してください。
- ・実証実験を開始する際には、県と共同でプレスリリースするなど情報発信を行ってください。

② 実証実験の進捗管理

- ・実証実験（ソリューション提供事業者が再委託契約を締結したものを含む）について、主体となって進捗管理を実施し、令和5年3月3日（金）までに実証実験を完了させてください。
- ・月に1回程度の頻度で運營業務受託者へ実証実験の進捗報告を行ってください。また、必要に応じて運營業務受託者が開催する県への進捗を報告する会議へ参加してください（オンラインでも可）。

③ 成果報告会への参加

- ・令和5年3月に県が開催する実証実験プロジェクトの成果報告会で成果報告を行ってください。

④ 実証実験のビジネスモデル化のための検討・提案

- ・実証実験の成果を踏まえたビジネスフローなど、新たなビジネスモデル化のための取組みについて、運營業務受託者のサポートのもと、取りまとめてください。

⑤ 実証実験プロジェクトの取りまとめ

- ・実証実験プロジェクトの内容、成果の取組内容を報告書として取りまとめ、県及び運營業務受託者に提出してください。

(2) 実証実験にかかる費用と委託契約期間

① 費用

Aコース(費用上限500万円): 県のDX推進が促されるような実証実験

Bコース(費用上限1,000万円): 他県でも事例がないような実証実験

- ・県のDXが促されるような実証実験のうち、特に、他県でも事例がないようなものは、Bコースとなります。
- ・本事業への応募の際、各実証実験テーマに対して、Aコース、Bコースのいずれかを選択することができますが、審査にあたり、事務局から提案内容や見積額等についてヒアリングすることがあります。なお、採択件数はAコースが5件、Bコースが2件です。
- ・委託費用は、実証実験に必要な報償費(実証実験協力者等への謝礼など)、旅費、需用費(消耗品購入など)、役務費(通信費など)、委託料、使用料及び賃借料が対象です。なお、資産性のある機器・備品の購入にかかる費用は対象となりません。

② 委託契約期間

- ・契約期間は締結日から令和5年3月29日(水)までとします。

(3) 実証実験のフィールド

- ・実証実験を実施する場所は、富山県内とします。
 - ・実証実験フィールドの調整にあたっては、運営業務受託者がソリューション提供事業者と県内企業、高等教育機関等との連携などをサポートします。
- なお、本事業は県有施設を実証実験の場として保証するものではありません。

第5 スケジュール

令和4年8月17日(水)	募集開始
令和4年9月20日(火)	募集締切
令和4年9月下旬	1次審査
令和4年10月上旬	2次審査
令和4年10月下旬	契約締結、実証実験の開始
令和5年3月3日(金)	実証実験の終了
令和5年3月	成果報告

第6 応募方法

(1) 募集期間

令和4年8月17日(水)～令和4年9月20日(火)

(2) 申し込み

県の特設サイト「Digi-PoC TOYAMA」(以下「特設サイト」という。)の実証実験応募フォームから9月20日(火)までに応募してください。

(3) 提出書類

次の書類の必要事項を記入し、特設サイトの実証実験応募フォームへ添付してください。

① 応募者情報(特設サイトよりダウンロード)

② 応募フォーマット(特設サイトよりダウンロード)

- ・実証実験の概要
- ・ビジネスモデル
- ・ソリューション概要
- ・体制
- ・実証実験のスケジュール
- ・社会実装に向けたロードマップ
- ・審査基準への適合性
- ・会社の事業概要
- ・類似案件の受託実績に関するPR資料

③ 概算見積書(様式任意)

- ・本委託業務の実施に伴う全ての経費(消費税及び地方消費税相当額を含む)を算出し、見積書を作成してください。
- ・積算の詳細内訳がわかるように記載してください。

④ 「富山県デジタルソリューション推進事業 Digi-PoC TOYAMA」参加のための同意・誓約事項(特設サイトよりダウンロード)

⑤ その他参考となる資料

第7 ソリューション提供事業者の決定

(1) 審査方法

① 1次審査

- ・提出された書類等により、書類審査を実施します。
提案内容等について、事務局からヒアリングすることがあります。

② 2次審査

- ・1次審査を通過した応募者は、提案内容について10分程度の発表を行っていただきます(オンラインでも可)。2次審査の詳細は、1次審査通過者に別途通知します。
 - ・審査は、外部有識者等で構成する「富山県デジタルソリューション推進委員会」の意見を踏まえ、県が決定します。
- ※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、審査方法等を変更する場合があります。

(2) 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず、後日書面で通知するとともに、富山県ホームページに採否のみ結果の公開を行います。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

(3) 契約

採用されたソリューション提供事業者とは、内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、提出書類の内容から変更・修正する場合があります。

(4) 審査の基準
下表のとおり。

審査項目	評価内容	
企画 提案 内容	地域・ 新規性	<ul style="list-style-type: none">・本県の地域課題に理解があり、課題解決につながる実証実験をイメージできているか・想定する実証実験の内容に地域課題解決に即した独創性や新規性、革新性があるか
	持続 可能性	<ul style="list-style-type: none">・行政の補助なしで、民間だけでも収益化可能な持続可能性のあるソリューションか・ランニングコストがイメージできているか
	汎用性	<ul style="list-style-type: none">・多くの顧客がニーズを抱え、ターゲットにできるようなソリューションか
	技術的 実現可能性	<ul style="list-style-type: none">・社会実装に向けて、技術的に実現が可能か、実現までの期間がどう見込まれるか
	連携体制	<ul style="list-style-type: none">・実証実験の遂行に際し、県内企業・高等教育機関等との連携体制の構築が可能か・連携体制に県内での今後の発展活躍が期待できるか

第8 留意事項

- (1)次に掲げる場合については応募を無効とします。
- ① 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ② 募集要領に関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (2)応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、県及び運営業務受託者が審査にあたり必要な範囲内で共有、利用します(応募情報は、募集期間後に県から運営業務受託者へ共有いたします。)。個人情報を事前の承諾なく、県及び運営業務受託者以外の第三者に提供することはありません。
- (3)本公募への応募に要する全ての費用は応募者負担となります。
提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (4)応募及び実証実験の実施にあたり、第三者(県及び受託者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (5)委託業務より作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

第9 問合せ先

「Digi-PoC TOYAMA」事務局
〒930-0858 富山市牛島町18番地7号 アーバンプレイス9階
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社北陸支社
(ドコモビジネスソリューションズ株式会社富山支店内)
お問い合わせはすべて特設サイトの「お問い合わせ」からお願いいたします。

「富山県デジタルソリューション推進事業 Digi-PoC TOYAMA」

参加のための同意・誓約事項

当社は、下記の内容に同意・誓約のうえ、富山県デジタルソリューション推進事業 Digi-PoC TOYAMA（以下、「本事業」という。）への参加を申し込みます。

記

1. 本事業の「募集要領」の記載事項に同意の上、内容を遵守します。
2. 応募にあたって提供する提出書類（以下、「応募書類等」という。）の内容に相違はありません。
3. 富山県、運營業務受託者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTT Com」という。）、富山県デジタルソリューション推進委員会、本事業で当社が連携を希望・想定する団体・事業者（以下、「関係者」という。）に対し、秘密情報（知的財産権に関する秘密情報を含む。）又は個人情報（以下、併せて「秘密情報」という。）を開示する場合には、当社の自己の判断でその開示の可否を決するものとし、開示した秘密情報は、本事業の実施に必要かつ相当な範囲で、県及び運營業務受託者が任意に使用することに同意します。
4. 関係者の活動に起因して、秘密情報の漏洩等、当社に何らかの損害が発生したとしても、それが本事業の実施に必要かつ相当な範囲の活動である限り、関係者は当社に対し如何なる賠償責任も負わないことを確認します。
5. 次のいずれにも該当していません。
 - (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - (6) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。
 - (7) 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。
 - (8) 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者。
 - (9) 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

- 2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者。
- (10) 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同業第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者。
 - (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者。
 - (12) 国税及び地方税を滞納している者。
 - (13) 民法（明治29年法律第89号）第13条第1項10項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）。
 - (14) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。
6. 1及び2の誓約に違反することが判明した場合、または、5に相違があることが判明した場合、並びに富山県及びNTT Comの信用を失墜するような行為が判明した場合、NTT Comによる事前の通知等なしに、当社の本事業への参加を取消されることに同意します。
7. 6の定めに基づき、NTT Comが当社の本事業への参加を取消した場合、当社は取消に起因して発生した如何なる損害の賠償についても富山県及びNTT Comに請求致しません。
8. 6の定めに基づく取消権の行使の有無にかかわらず、当社が5に相違があることが判明したことに起因して富山県及びNTT Comに損害が生じた場合、当社は、富山県及びNTT Comが被った損害について、賠償請求に応じるものとします。

以上

令和 年 月 日

【申込事業者】

住 所 （所在地） 〒

事業者名 フリガナ
（法人名）

フリガナ
（代表者名）

※ご提出いただいた情報は適切に管理し、本事業運営のために利用いたします。

申込責任者及び担当者

・申込責任者 役職・氏名 _____（連絡先 — — ）

・担 当 者 役職・氏名 _____（連絡先 — — ）

※申込責任者と担当者は同一人でも結構です。

- 1 「幸せ人口1000万」の新規創出
- 2 「幸せ人口」と富山県との繋がりへの深化
- 3 ウェルビーイング向上のための子育て世代の余暇時間の創出
- 4 企業・自治体の働き方改革推進
- 5 企業のデジタル化・DX推進
- 6 中山間地域における生活の利便性向上
- 7 県民向けアプリの連携

実証実験プロジェクトの募集内容

1

概要

テーマ	1 「幸せ人口1000万」の新規創出
現状	<p>①県では、去る2月に、幸せという大きな傘の下、富山で暮らす人、仕事する人、よく訪れる人、生まれ育った人など、愛着を持って関わるすべての人が富山の仲間として「幸せ（関係）人口1000万」を目指すビジョンを描き「富山県成長戦略」を策定した。</p> <p>②成長戦略の中核として、次の6つの柱を据え、各施策を展開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 真の幸せ（ウェルビーイング）戦略 (2) まちづくり戦略（官民連携／PPP・PFI） (3) ブランディング戦略（広報／観光／移住） (4) 新産業戦略 (5) スタートアップ戦略 (6) 県庁オープン化戦略 <p>③関係人口1000万人を目指して、様々な人や事業者との連携強化に取り組んでいる。</p> <p>④関係人口の定義を整理した。</p> <p>（「県外在住」であり、「強い関係性」をもって、「本県と関わる（行動する）」者（＝本県を訪問する者又は、本県と多様な接点（ヒト、コト、モノなど）で繋がることを主たる目的として関わる（行動する者））</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「幸せ（関係）人口1000万」を目指し、本県と継続的な繋がりを持つ「関係人口」の新規創出が課題となっている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県と継続的な繋がりを持つ「関係人口」の新規創出を図るプロジェクト <p>（例）県外在住者が、メタバースでの体験を通じて本県に興味を抱き、理解を深め、継続的に本県を訪れたり、県産品を購入するようになるなど</p>

概要

テーマ	2 「幸せ人口」と富山県との繋がりへの深化
現状	<p>①県では、去る2月に、幸せという大きな傘の下、富山で暮らす人、仕事する人、よく訪れる人、生まれ育った人など、愛着を持って関わるすべての人が富山の仲間として「幸せ（関係）人口1000万」を目指すビジョンを描き「富山県成長戦略」を策定した。</p> <p>②成長戦略の中核として、次の6つの柱を据え、各施策を展開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 真の幸せ（ウェルビーイング）戦略 (2) まちづくり戦略（官民連携／PPP・PFI） (3) ブランディング戦略（広報／観光／移住） (4) 新産業戦略 (5) スタートアップ戦略 (6) 県庁オープン化戦略 <p>③関係人口1000万人を目指して、様々な人や事業者との連携強化に取り組んでいる。</p> <p>④関係人口の定義を整理した。</p> <p>（「県外在住」であり、「強い関係性」をもって、「本県と関わる（行動する）」者（＝本県を訪問する者又は、本県と多様な接点（ヒト、コト、モノなど）で繋がることを主たる目的として関わる（行動する者））</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと納税やeコマースの利用、本県HPの閲覧などを通じて本県に一定の関わりや繋がりを持っていただいた県外在住者との絆を継続的でより強固なものにしていくことが課題となっている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係人口の繋がりを深化させるプロジェクト （例）本県に繋がりがあまりなかった県外在住者が、ボランティアや地域プロジェクトの参加者になるなど

概要

テーマ	3 ウェルビーイング向上のための子育て世代の余暇時間の創出
現状	<p>①若い女性の県外への転出超過が続いている。</p> <p>②女性の就業率や正社員割合は全国と比べても高いが、女性管理職の割合が低い。</p> <p>③女性従業員の約7割が、女性活躍のネックは家庭の負担だと認識しており、男女の家事・育児時間がアンバランス。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性をはじめとする子育て世代において、①子どもとの時間、自分の時間の増加、②子育てと仕事の両立、③リスクリング等に必要な時間の確保等を図るためには、家事・育児の効率化が課題となっている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家事・育児の効率化により、女性をはじめとする子育て世代をターゲットとした、①子どもとの時間、自分の時間の増加、②子育てと仕事の両立、③リスクリング等に必要な時間の確保等につながるプロジェクト （例）家事の効率化や育児が楽になるツール、男性が家事育児により参加しやすい手法、空いた時間でリスクリング・キャリア形成できるデジタル技術を組み合わせた手法など

概要

テーマ	4 企業・自治体の働き方改革推進
現状	<p>①県では、昨年度から生産性向上による県民サービス向上のため、一部モデル所属において、業務の非効率要因となっている課題抽出、現状の働き方の見直し、ありたい姿に向けての課題解消の取り組みを始めた。</p> <p>②業務マニュアルを策定している所属は多くなく、職員間で仕事の可視化を行い共有を図っている例は少ない。</p> <p>③県庁の働き方改革の取り組みを市町村や民間企業に横展開を図ることとしている。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 業務マニュアルの作成などを通じて業務の可視化を図るとともに、仕事の可視化により課題の発見や業務プロセスの見直しを行い、業務の属人化解消や効率化等により、働き方改革を推進することが課題となっている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 企業・市町村への横展開を見据え、県庁をフィールドに、デジタルツールを活用して、業務の属人化解消や業務改善・働き方改革を図るプロジェクト (例) 企業への導入が始まったばかりの先端的なデジタルツールを活用した業務の可視化や業務プロセスの見直しを図るなど

概要

テーマ	5 企業のデジタル化・DX推進
現状	<p>①県内企業がIoTやAIを導入するにあたり課題に感じていることの上位として、「取得したデータの分析・活用方法の検討」、「IoT・AI活用人材の確保・育成」が挙げられている。</p> <p>②特に中小企業においては、日々の生産に追われ、人材育成の研修やセミナーに参加したくてもできず、IoTやAI等デジタル技術導入に向けて前進できない状況にある。</p> <p>③IoTやAI等デジタル技術導入後も収集したデータをどのように活用するか検討中の企業も多く、最適化に向けた後押しを必要としている。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等が従業員への研修等を通じてデジタル人材を育成するには相当の時間を要するほか、県内外の兼業・副業人材の活用も十分でないなど、企業内でデジタル化・DXを牽引するデジタル人材の育成・確保が課題となっている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 企業と兼業・副業人材、学生、定年退職者等とのマッチングなど、企業におけるデジタル人材の育成・確保を図るプロジェクト (例) 一定のスキルや経験等を有する県内外の兼業・副業人材や学生、定年退職者などを登録し、企業ニーズに応じてマッチングする仕組みの設計・構築など

概要

テーマ	6 中山間地域における生活の利便性向上
現状	<ul style="list-style-type: none"> ①人口減少や高齢化により食品など生活必需品を提供する店舗が減少している。 ②中山間地域では、バス路線の休廃止が続いている。 ③高齢者は、遠くの店舗まで行くことが難しくなっている。 ④地域住民による買い物支援、移動支援等の生活支援の活動も困難になっている。 ⑤ドローン物流は電波環境や、運搬量、採算性等の問題があり、それだけでは解決しない。 ⑥移動スーパーが、週1・2回巡回している地域がある。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生鮮食品等の移動販売は行われているものの、身近な場所で好きなときに食品等の生活必需品を買い物できるよう、採算性を確保しながら生活支援サービスの充実を図ることが課題となっている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が、身近な場所で買い物できたり、高齢者の移動を支援するなど、持続可能な生活支援サービスの充実を図るプロジェクト (例) 移動販売事業者と連携した無人店舗の運営や、公共交通を活用した生活必需品等の搬送といった物流の効率化に配送のラストワンマイルの見守り支援の組合せなど

概要

テーマ	7 県民向けアプリの連携
現状	<ul style="list-style-type: none"> ①県民向けに、生活に必要なあらゆる情報を発信するためのツールとしてアプリを作成し活用している。現時点では、 <ul style="list-style-type: none"> ・「食バトクとやま」には、地産地消ポイントの提供 ・富山県観光アプリ「Discover TOYAMA」はクーポンの配布 などがあり、 今後、観光クーポンを配布するアプリの導入や、少子化や子育て、健康づくりのポイントを連携する検討をしている。 ②利用者はアプリごとに登録する必要がある。 ③各アプリのポイント制度は連携が図れていない。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の利便性向上を図るため、アプリ間のデータ連携や各アプリに登録された個人情報の取扱いに関する法的整理、運用コストの低廉化、データの有効活用等に取り組み、県民向けアプリを連携させることが課題となっている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な県アプリを連携して、県民の利便性向上を図るプロジェクト (例) 1つのIDで複数のアプリにログイン可能なシステムや、ポイントやクーポンの相互利用など